

関東運輸局の取組及び交通政策の動き

～バス待ち環境改善に係る取組を中心に～

国土交通省 関東運輸局
交通政策部 交通企画課

1. バス待ち環境の改善に係る取組

バスまちワークショップの開催

- 今後さらに急速に高齢化が進展する中、より多くの方がバスを利用したいと思える水準を達成することが重要。
- 一方で、そうした水準を達成するための課題として、バス停の屋根・ベンチの整備等の「人に優しいバスの利用環境形成」が挙げられる。



①関東運輸局では、バス事業者アンケートを実施

- 平成29年11月、各県バス協会を通じて実施。
- 合計66の事業者から回答（原則、グループ会社も個別に回答）。
- 前提となる数字として、バス停：74,600カ所、車両数：15,100両、1日の輸送人員450万人という統計をとった上で、バス待ち環境の整備状況、満足度、今後の取組等について回答。

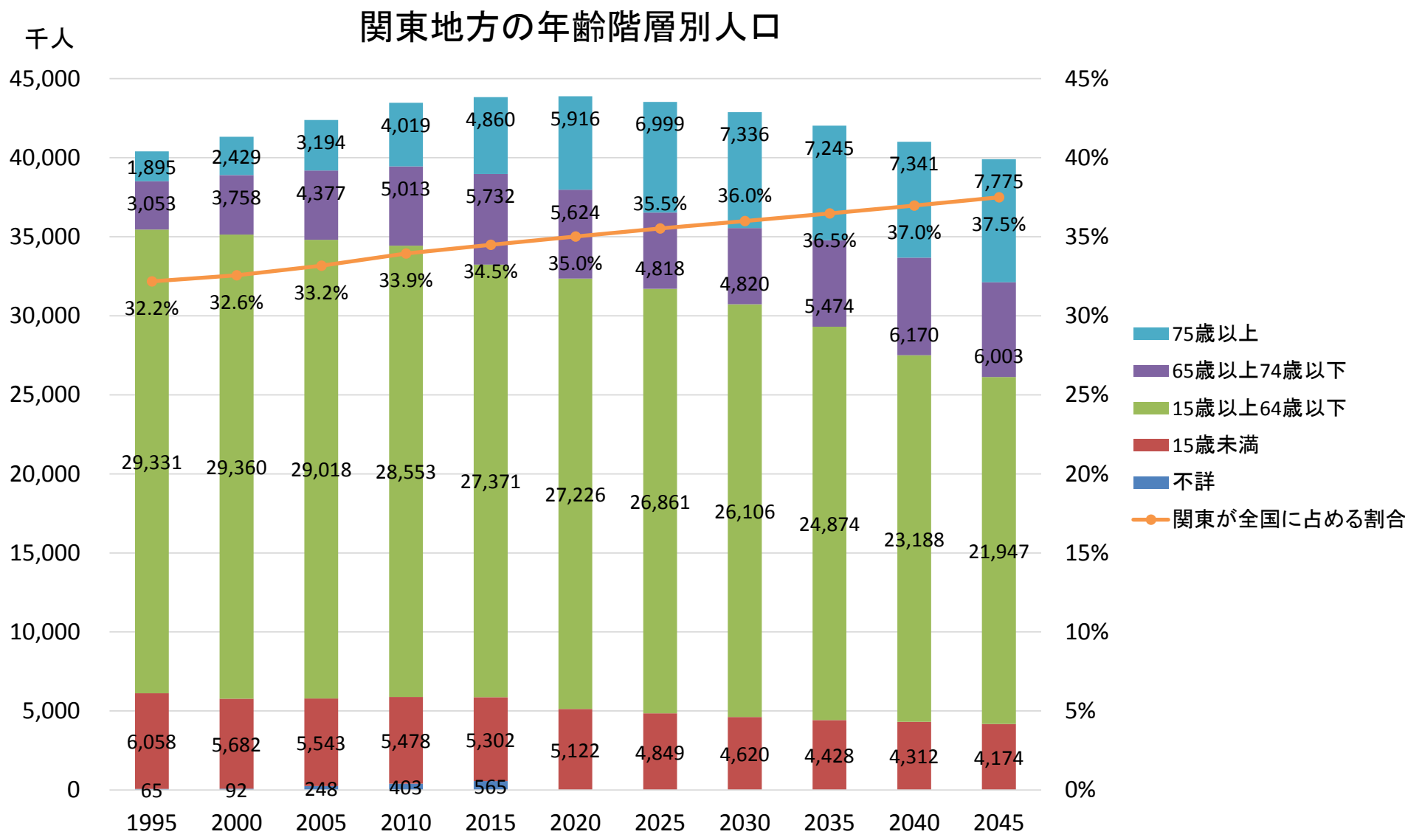
②関東運輸局では、“バスまちワークショップ”を開催

- 「人に優しいバスの利用環境形成」に焦点を当てたワークショップ
（開催実績）
【第1回】（平成30年3月）
…事業者アンケート結果・先進事例の関係者間での共有・取組を加速化させる方策について議論
【バス待ち環境改善についての意見交換会】（同5月）
…第1回WSの概要の報告、事業者・自治体・学識経験者に参加いただき、グループ別での意見交換会を実施
【第2回】（同6月）
…バス待ち環境改善に向けた基調報告、今後に向けた意見交換・論点整理を実施

※この間、3月に自治体交通担当者へのアンケートも実施

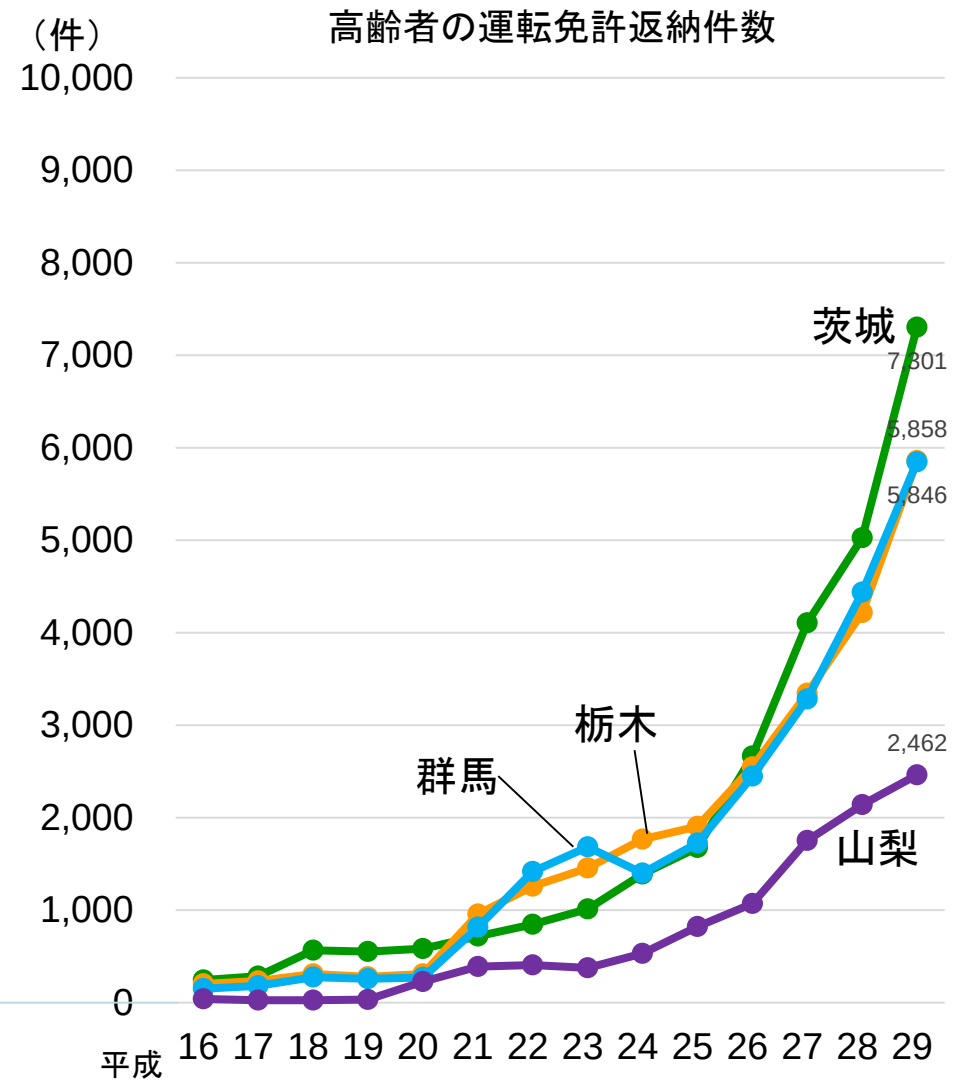
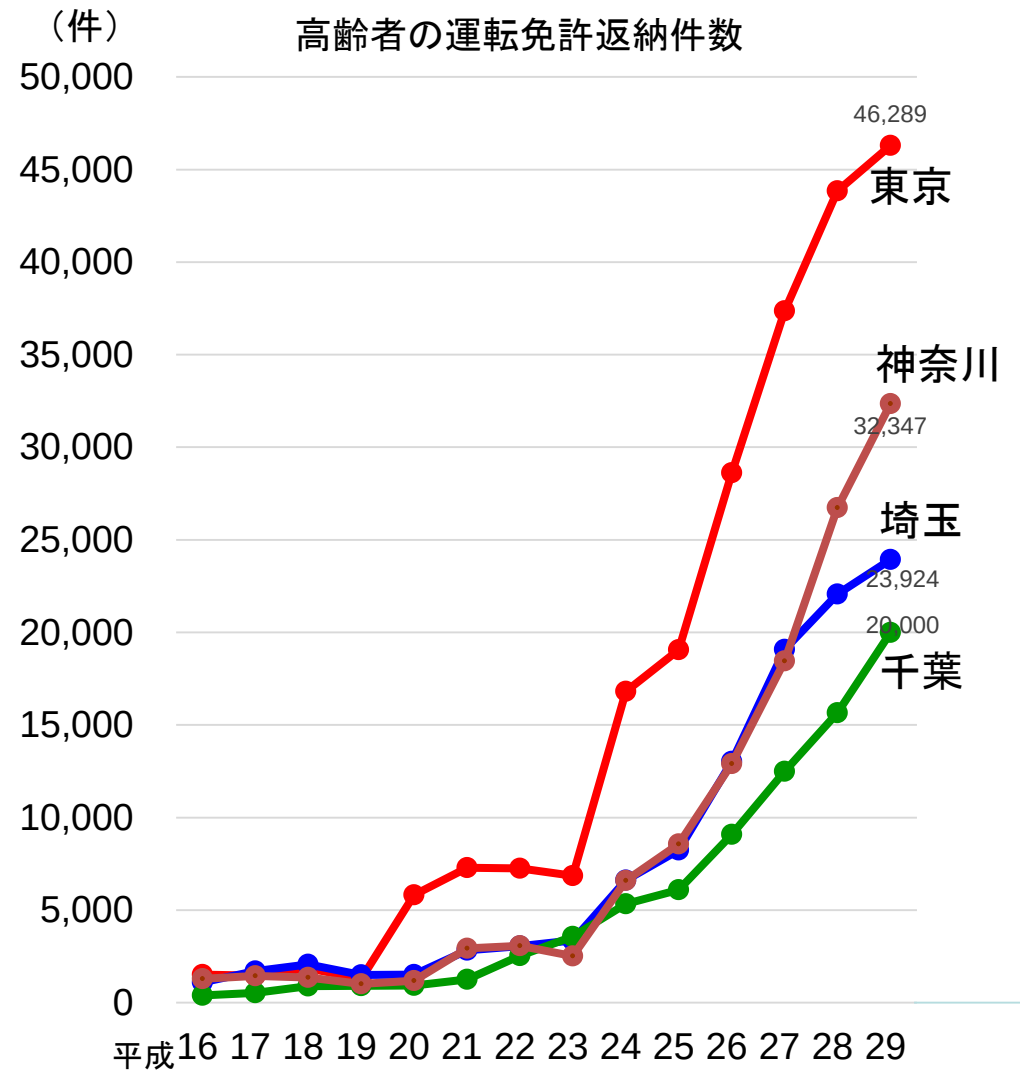
バス待ち環境の改善の重要性

★人口減少の一方、高齢化が進行



バス待ち環境の改善の重要性

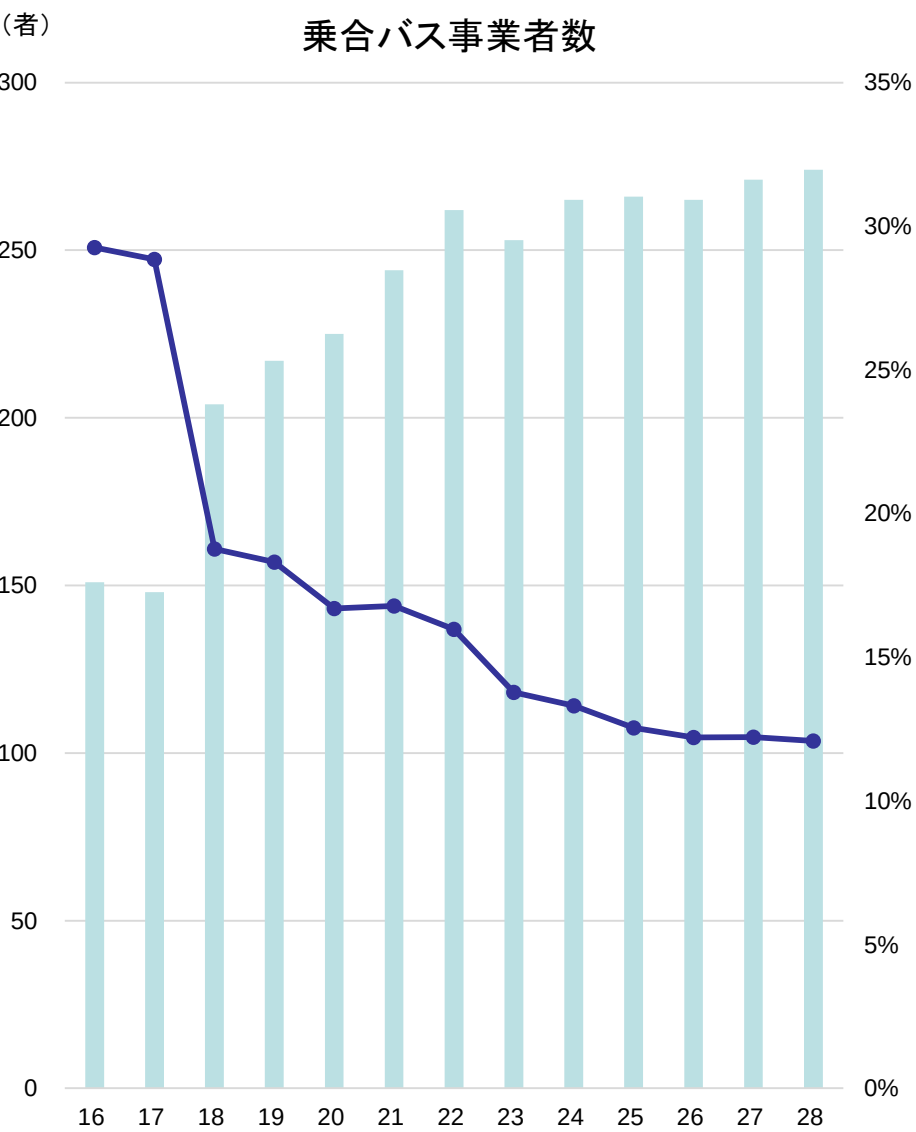
★高齢者の運転免許返納件数は各都県において増加傾向
★特に、平成25年頃から急増中



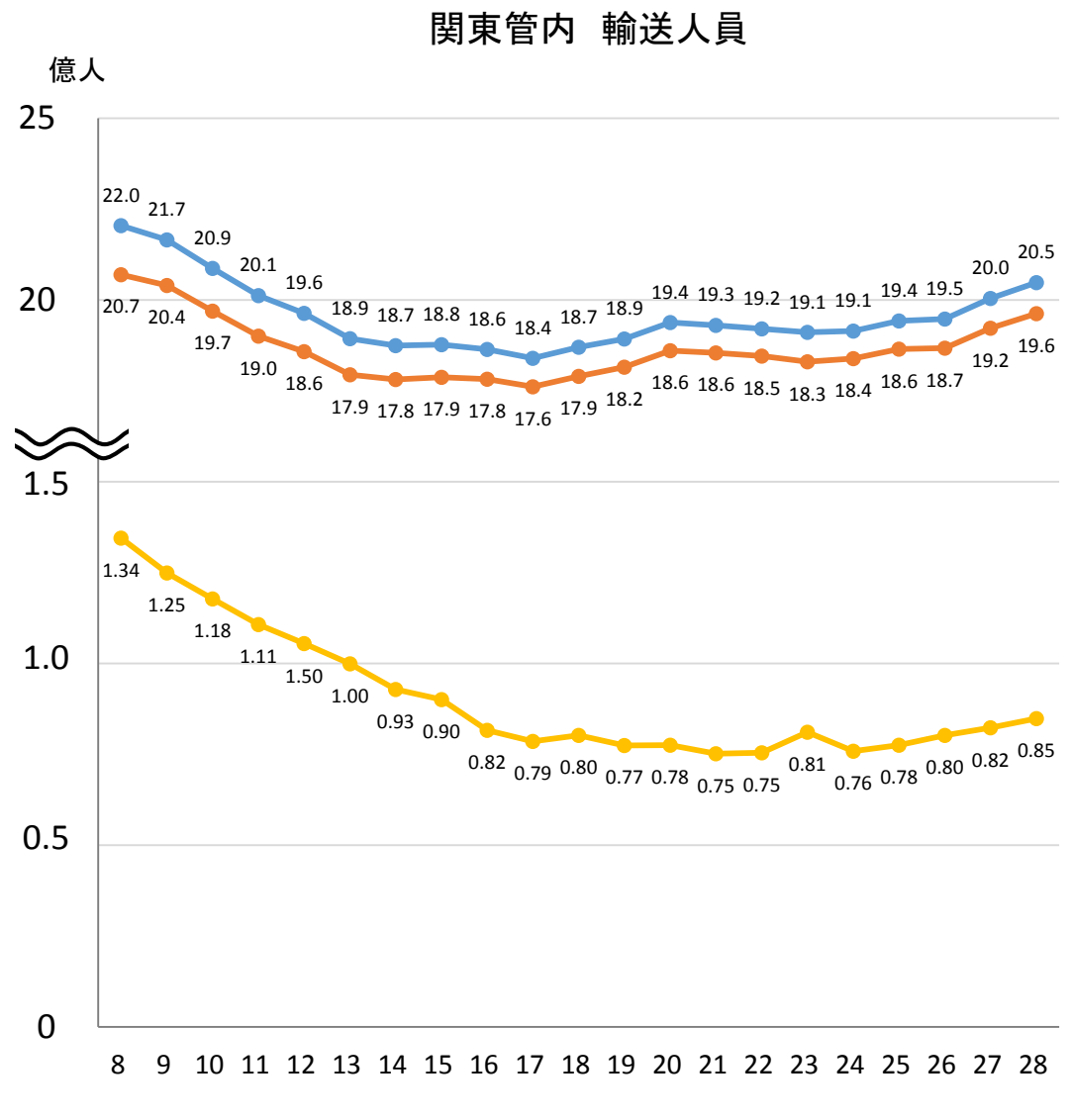
(出典)警察庁 運転免許統計

バス待ち環境の改善の重要性

★乗合バス輸送人員は昭和45年頃をピークに減少の一途だったが、ここ10年ほど、関東地方では増加傾向。



(出典)国土交通省「自動車輸送統計年報」



● 関東管内計 ● 首都圏(1都3県) ● 北関東・山梨

バス待ち環境の改善の重要性

★2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、心のバリアフリーの推進、共生社会実現の機運の高まり

多様な個人の力を日本の活力に。誰もが活躍できる「共生社会」を実現。

首相官邸HPより

「パラリンピック」という名称が初めて使われた1964年東京大会は障害のある人々の社会活動参画を促しました。

2020年東京大会を契機として、障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けて社会的障壁の除去に取り組みます。

史上初、同一都市で2度目の開催 パラリンピック

- ・2020年東京大会の成功の鍵はパラリンピックの成功
- ・参加国・地域数が過去最多となることを目指し、全ての人々に夢を与える大会に
- ・パラリンピックの認知度向上、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとする、過去最高の環境整備を推進

人々の心にある障壁を除去 心のバリアフリー



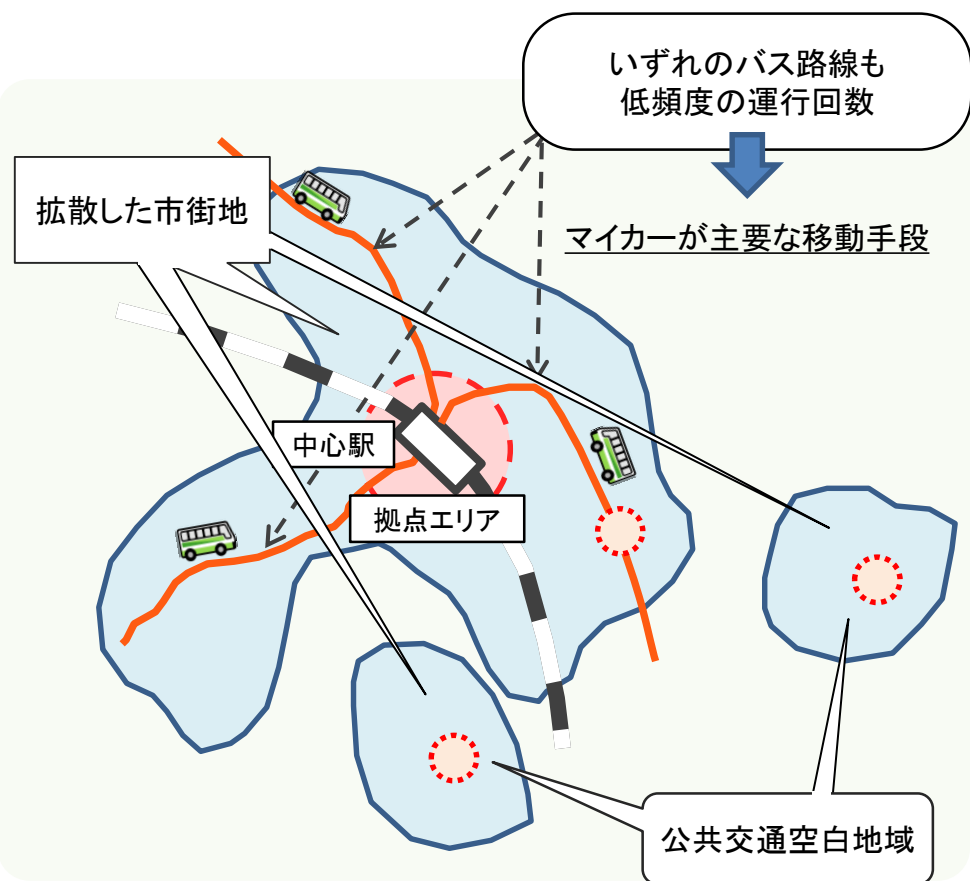
- ・2020年以降順次実施される学習指導要領改訂において「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため指導や教科書等を充実
- ・障害に対する理解を深め、障害のある人等とのコミュニケーションについて分かりやすく学ぶための取組を推進
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの作成・普及等



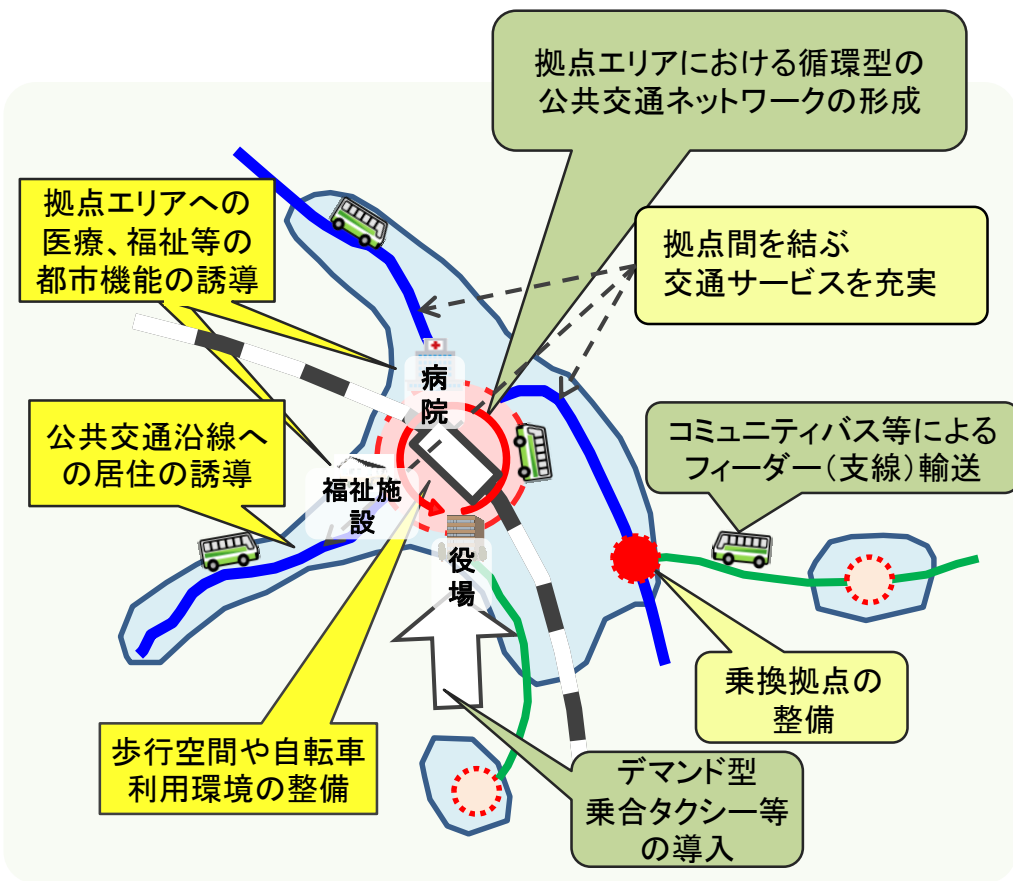
バス待ち環境の改善の重要性

★コンパクト・プラス・ネットワークにより、公共交通を軸とした持続可能なまちづくりの重要性の高まり

現 状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

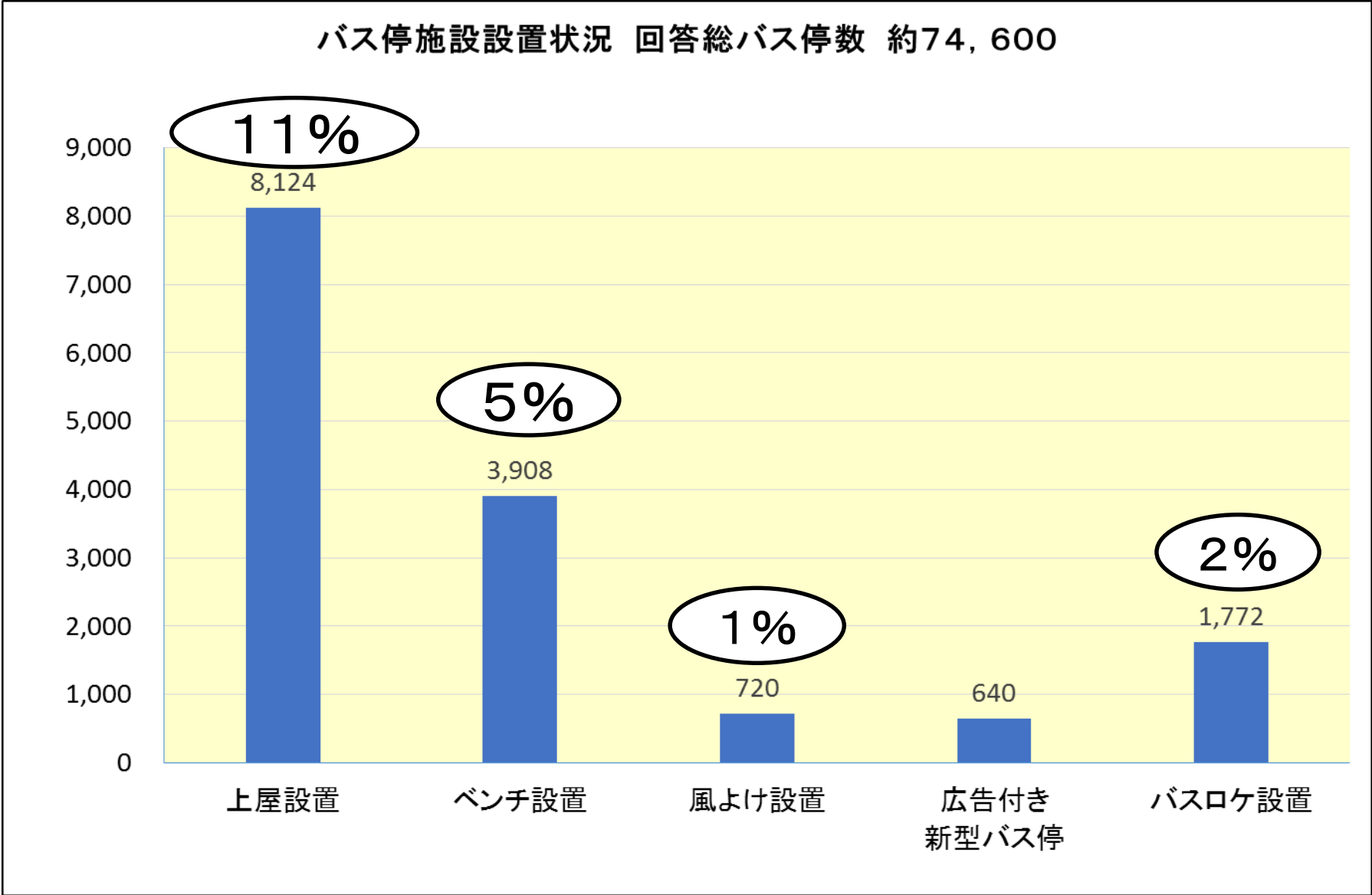
連携

好循環を実現

関東地方のバス停の実態 ～バス待ち環境の現状～

<2018年12月アンケート実施(関東主要バス会社アンケート・66社回答)>

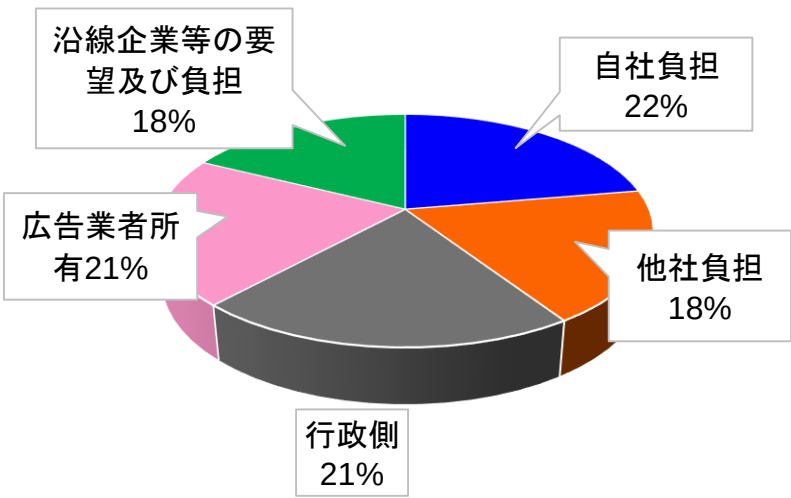
★バス停総数は約7.5万。うち、屋根があるのは11%、ベンチがあるのは5%。



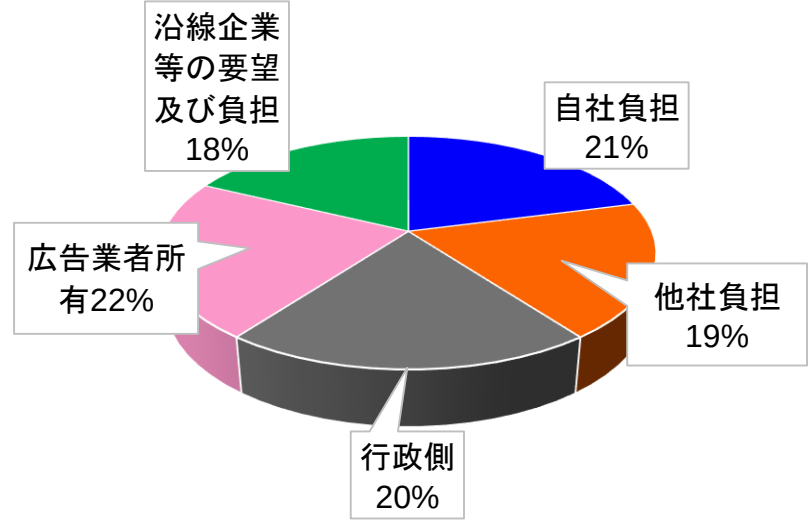
関東地方のバス停の実態 ～バス停設備の設置に係る負担内訳～

<2018年12月アンケート実施(関東主要バス会社アンケート・66社回答)>

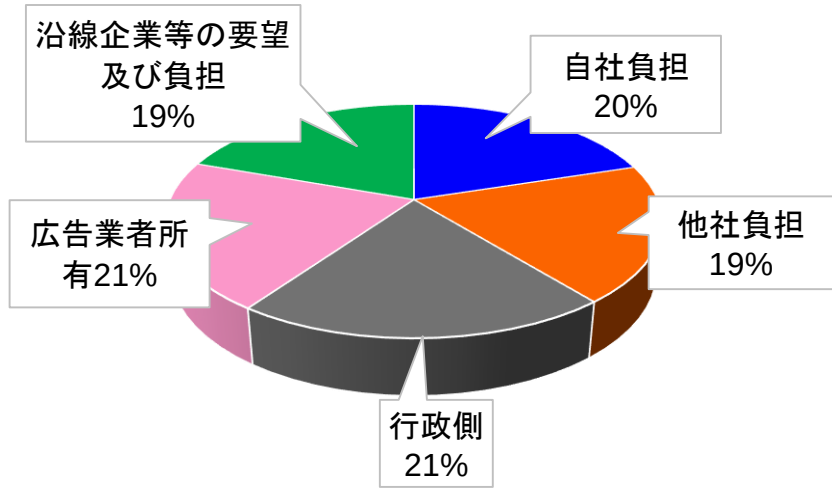
上屋設置者内訳



ベンチ設置者内訳



風よけ設置者内訳



関東地方のバス停の実態 ～バス停設備の設置状況～

<2018年12月アンケート実施(関東主要バス会社アンケート・66社回答)>

★公営は概して高い整備水準であるが、全体としての底上げが課題

上屋設置率

1位	東京都交通局	40%
2位	川崎市交通局	34%
3位	横浜市交通局	32%
4位	千葉海浜交通	28%
5位	川崎鶴見臨港バス	25%

ベンチ設置率

1位	川崎市交通局	47%
2位	横浜市交通局	39%
3位	東京都交通局	26%
4位	相鉄バス	17%
5位	川崎鶴見臨港バス	7%

バスロケ設置数

1位	東京都交通局	874
2位	横浜市交通局	203
3位	小田急バス	127
4位	京成バス	85
5位	国際興業	69

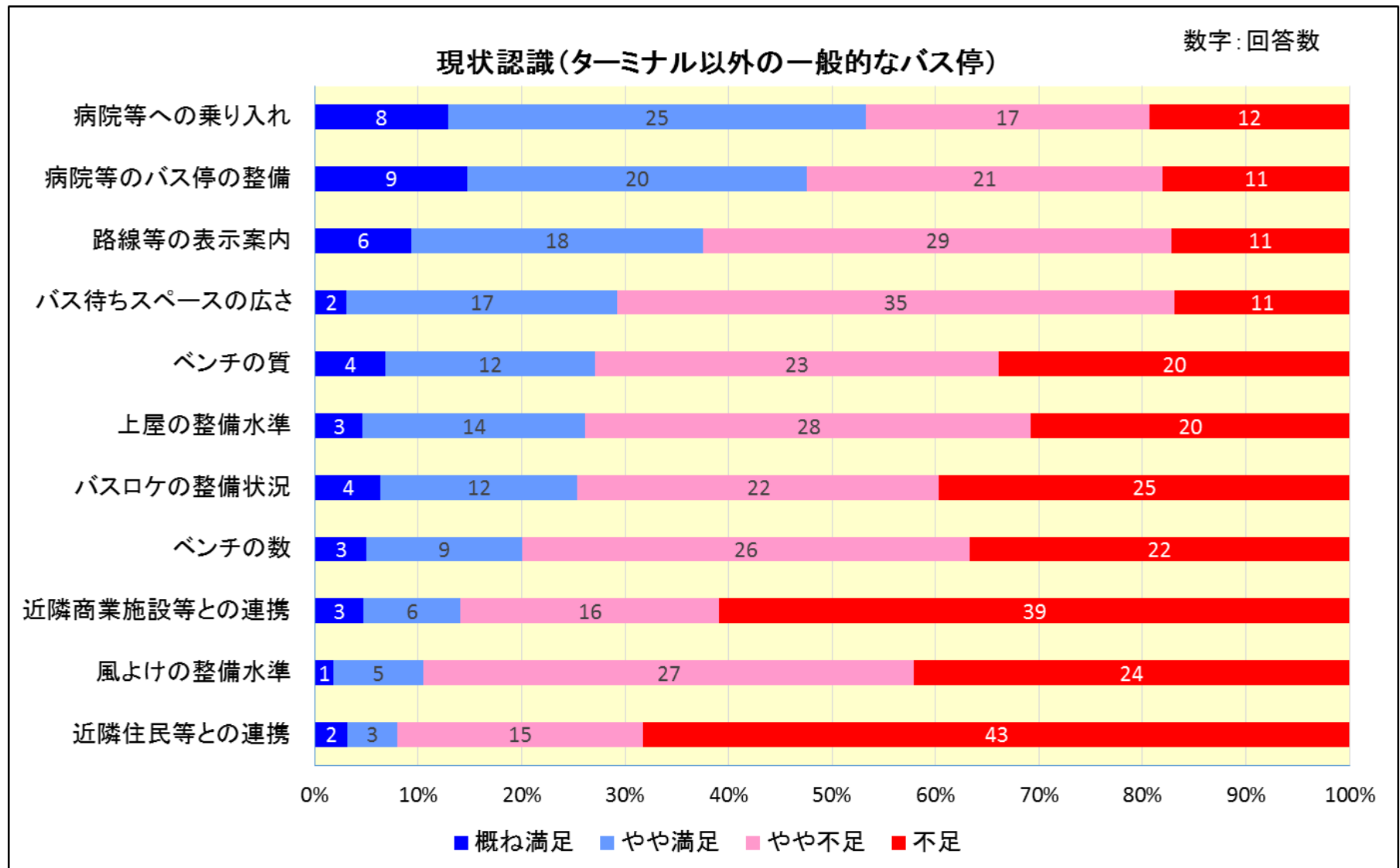
風よけ設置数

1位	横浜市交通局	200
2位	京浜急行バス	107
3位	富士急山梨バス	58
4位	川崎鶴見臨港バス	53
5位	国際興業	34

関東地方のバス停の実態 ～バス事業者から見たバス停の満足度～

<2018年12月アンケート実施(関東主要バス会社アンケート・66社回答)>

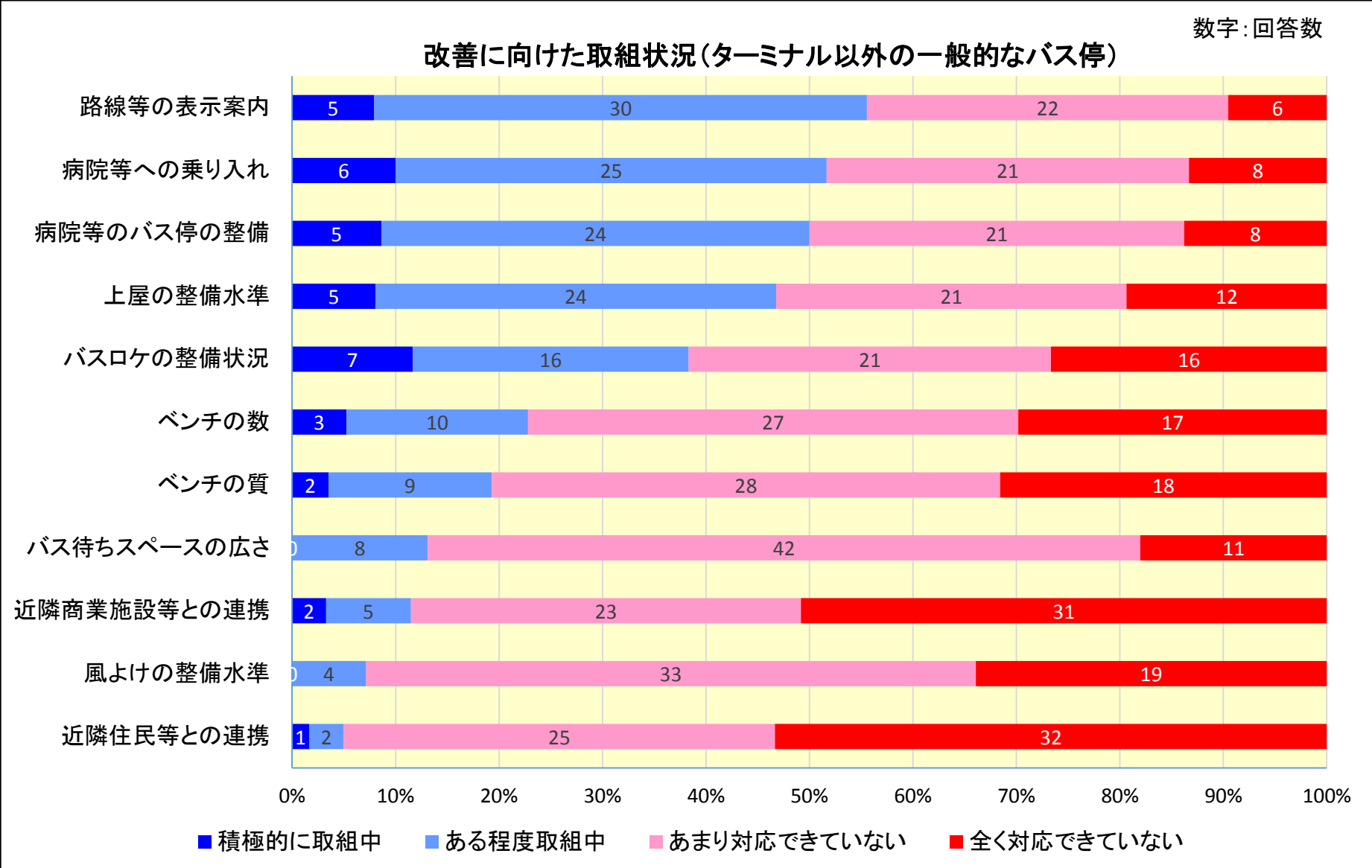
- ★病院周辺でも半数の事業者はバス停が不足と認識
- ★事業者の8割以上がベンチの数が不十分、近隣施設や住民との連携が不足と認識



関東地方のバス停の実態 ～バス停改善に向けた取組状況～

<2018年12月アンケート実施(関東主要バス会社アンケート・66社回答)>

★ベンチの整備や改善は約8割、近隣施設や住民との連携は約9割の事業者が対応できていない



関東地方のバス停の実態 ～バス会社のコメント～

＜2018年12月アンケート実施（関東主要バス会社アンケート・66社回答）＞

- バス停担当は大手でも2名程度。
地方のバス会社は車両係が兼務でバス停施設も担当している程度で、新設更新・改善の余裕がない。
- ベンチで転んだ等の慰謝料請求やゴミの苦情の原因にもなり、高齢者の方などからのニーズは承知しているが、対応が難しい。
- 人手不足に加え、ベンチや上屋の申請手続きも煩雑で進まない要因。
- 資金面も厳しく、行政のサポートが不可欠。

バスまちワークショップにおける議論(3月、5月、6月)



田舎だと暗い！
どこにあるか分
からない！

電子ペーパーを
使ったりして、時
刻表書き換えの
手間を改善

写真で管理して
いたり、紙の台
帳だったり、管
理もまちまち。

バスを降りてもどっち
に歩いていったら
いいのかわからない。
周辺案内図が欲しい。

ロータリーって
作りっぱなしに
なってません
か？

会社に戻ったら
バス停担当の体制整
備を議論してみたい。
このままでは何も変わ
らない。

庁内でも人によって、
行政がやるのか、バス
会社がやるべきか、
見解差がある

田舎でおばあさん
がポール1本のバ
ス停にしゃがみこん
でいるのを見かけ
て切なくなる。

先進事例集の作成は是
非やるべき。
バス停フォトコンテストな
ども面白いかな？

模式化した路線図で
はなく、実際の地図
に落とし込んだルー
ト図が良い。誘発効
果もあるのでは？

- ✓ 広告付きバス停を整備
 - ✓ 広告収入により維持管理
- 全国約2000基（関東 約600基）



バス待ち環境改善に向けた先進的な取組 ～地域連携・民間の力を活用～

✓ 沿線の銀行が軒先を提供



✓ コンビニ駐車場の敷地を提供



✓ NHKが敷地内に、自ら負担して快適な待合空間を整備



バス待ち環境改善に向けた先進的な取組 ～地域連携・民間の力を活用～

✓ 地元建設会社や学生団体がボランティアで待合室を整備

✓ 学校の活動でバス停清掃



バス待ち環境改善に向けた行政の取組 ～上屋・ベンチ支援制度の例～

相模原市

バス利用促進等総合対策事業補助金

バス停留所上屋設置事業 1／2

バス停留所ベンチ設置事業 1／2



厚木市

バス利用環境改善事業補助金

バス停留所上屋設置事業 1／2

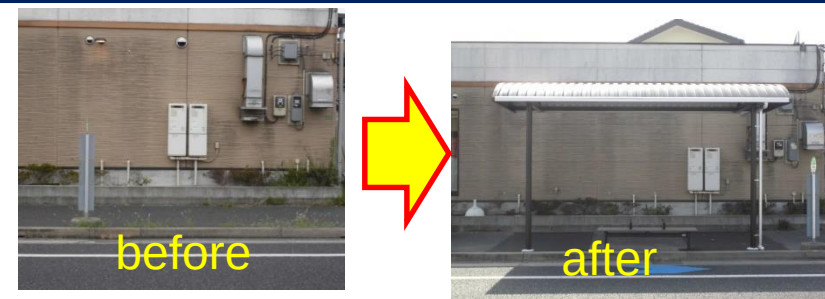
バス停留所ベンチ設置事業 1／2



船橋市

バス利用促進等総合対策事業補助金

バス停留所施設整備事業 1／5



※別途、金額上限があるケースも多い。(上屋60万円、ベンチ7万円までなど)

バス待ち環境改善に向けた行政の取組 ～自治体の交通計画への記載の例～

前橋市 地域公共交通網形成計画

＜バス待ち環境の快適化＞

① 分散しているバス停の統合

系統によって分散しているバス停（例：県庁前、中央前橋駅、けやきウォーク前橋）について、バス停位置の統合を検討する。可能な限り施設構内へのバス停集約を図り、利用者の利便性や分かりやすさの向上、バス待ち環境の快適化を図る。

② 主要バス停のバス待ち環境の整備

主要バス停に上屋・ベンチ・照明の設置などを進め、快適なバス待ち環境を整備する。また、利用者が多く広告の効果が期待される集客施設や中心市街地の主要バス停では、民間事業者と連携して広告パネル付きの上屋・ベンチの設置を検討する。

③ バス停周辺施設でのバス運行情報の提供

バス停周辺の公共施設、商業施設等の屋内において、バス運行情報を提供することで、バス待ち環境の快適化を図るとともに、バス待ち時間の有効活用を可能にする。

④ バス停、バス車両での分かりやすい情報案内

バス停・バス車両において、乗り場の位置、行き先、主要経由地等を分かりやすく案内する表示方法について、交通事業者間の共通ルールを策定・運用する。なお、策定にあたっては、市外からの来訪者など不慣れな人等にも配慮する。

⑤ バスロケーションシステムの充実

一部系統に導入されている、インターネット上での閲覧などリアルタイムな情報提供を行うバスロケーションシステムの対象路線拡充を検討する。また、鉄道駅・主要バス停等ではバス接近情報を表示するシステムの導入を検討する。

潮来市 地域公共交通網形成計画

＜商業施設等との連携による公共交通利用促進施策の実施＞

・路線バスの利便性向上による利用促進を図るため、商業施設内でのバス待ちスペースの設置や公共交通に関する広報資料の配付等について商業施設等と協議を行い、協議の調った施設から随時実施する。

バス待ち環境改善に向けた行政の取組 ～工夫の実例～

自転車分離柵をバス待ちに活用した例（香川国道事務所）



コンビニ敷地内でのコミバス停設置の例（深谷市）



道の駅への乗換拠点整備の例（東秩父村）



さらなる取組が求められている……

高齢者の激増
一都三県75歳以上
300万人⇒600万人
(2010) (2030)

運転免許
返納急増

オリパラ2020
共生社会へ

地域のふれあい拠点
まちの表情を和ませる
インバウンドおもてなし

バスまちワークショップでの議論のまとめ

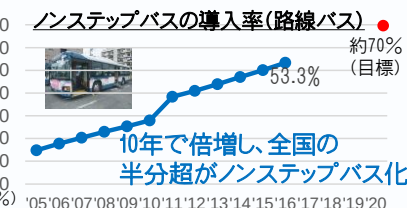
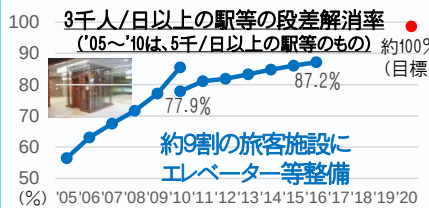
1. 高齢化の進展や地域活性化の視点等を踏まえ、バス待ち環境改善に取り組むことが重要。
2. 広告付きバス停の進展等もあり、サービス水準は向上傾向にあるものの、上屋やベンチ、接近表示、老朽化対策等、バス停の整備状況はまだまだ不十分で、各地で積極的に改善に向けた取組を進めることが必要。
3. 運輸局や各都県、協会等は、現状のバス停の整備水準の効果的・効率的な把握、課題の整理、先進事例の収集・普及等に今後も努力することが重要。
4. バス業界や行政だけに依存するのは限界があり、地域住民や企業など幅広い協力を得られるよう、バス業界と行政は今後ともに努力していくことが必要。



2. バリアフリー法の一部改正

バリアフリー化の進展状況

バリアフリー新法制定('06年)から11年が経過し、バリアフリー化は一定程度進展



国内外における議論

障害者権利条約の締結や
障害者基本法等関連国内法の整備

2020東京大会を契機とした「共生社会の実現」
ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づくバリアフリー施策の推進

一億総活躍社会の実現

バリアフリー法の改正

① 理念及び責務

- 理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記

② 公共交通事業者等によるハード・ソフト的な取組の推進

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要

- ハード対策に加え、**接客・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国交大臣が新たに作成
- 事業者が、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設**
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



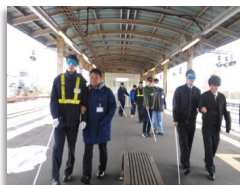
【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○具体の事業に関する計画である**基本構想の未作成、フォローアップの欠如等により、地域におけるバリアフリー化が不十分**

- 市町村(特別区を含む)がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度を創設**
- マスタープラン・基本構想の作成を**努力義務化**
- 併せて**定期評価・見直しを推進**

※マスタープラン作成を国の予算により支援、協議会等における調整、都道府県によるサポート

【バリアフリーのマスタープラン】(新設)

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内：公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整、バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

○既存地下鉄駅等では、近隣建築物との連携が有効

- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路・バリアフリー化整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設**

④-1 利用し易さ確保に向けた「対象の拡充」

○観光立国実現に向け、**貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要**

- **貸切バス、遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を新たに義務化**



【バリアフリー対応のバス(貸切バス)】



【遊覧船】

④-2 利用し易さ確保に向けた「情報の充実」

○高齢者、障害者等の利用に資するため、公共交通機関に加え、建築物等に関する**バリアフリー情報の積極的な提供が必要**

- **建築物、道路、都市公園、路外駐車場のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化**
- 市町村の**バリアフリーマップ作成に事業者等が協力する仕組みを制度化**

④-3 利用し易さ確保に向けた「評価の充実」

- 障害者等の参画の下、**施策内容の評価等を行う会議の開催を明記**

公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者が、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度**を創設

※計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】

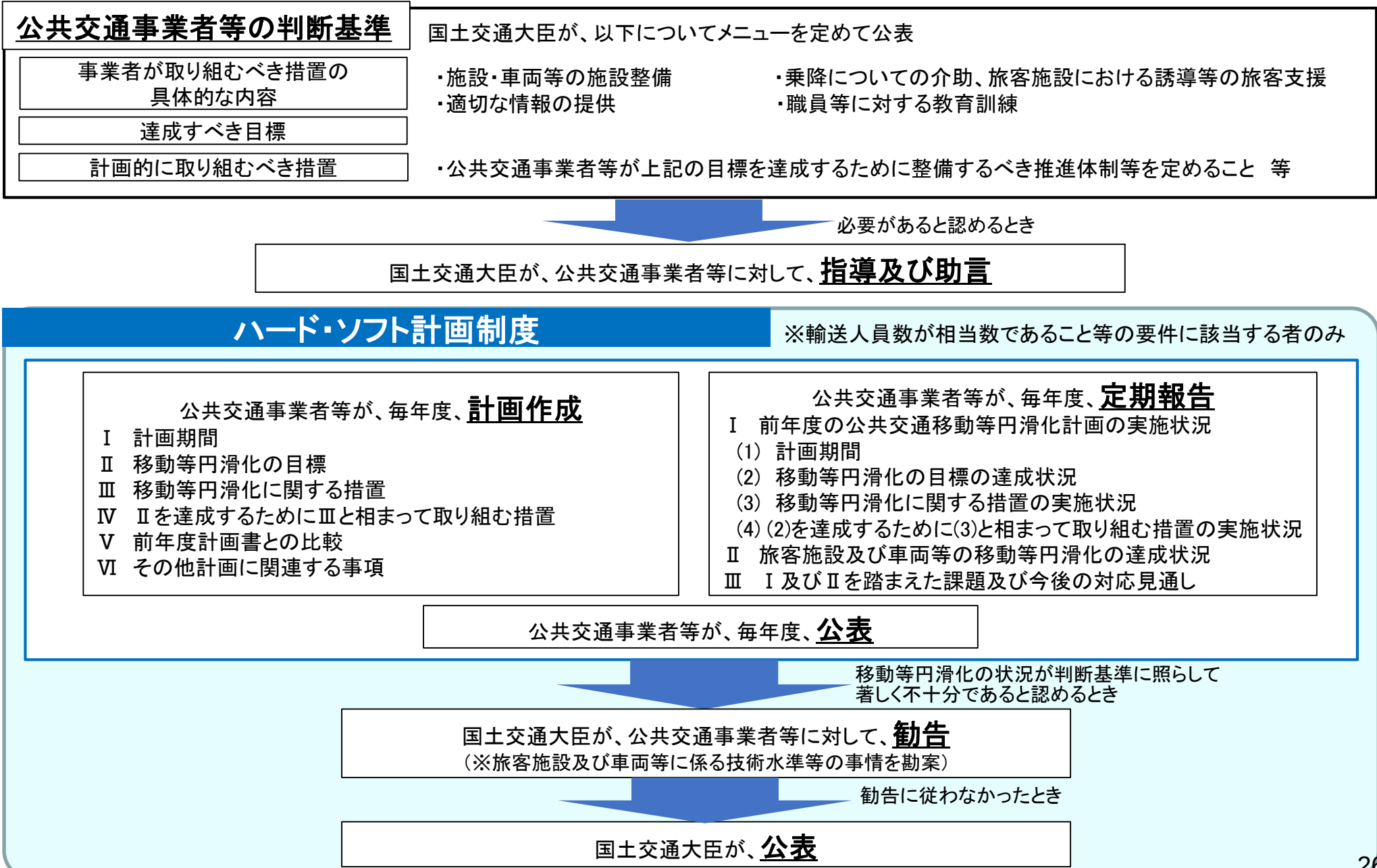


【情報提供】



【教育訓練】

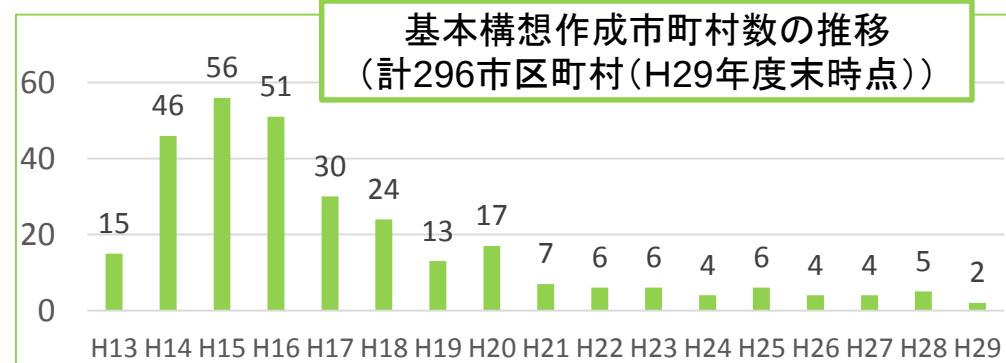
ハード・ソフト一体となった取組（ハード・ソフト計画制度）



バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化①

現状と課題

- 市町村による具体の事業に関する計画である基本構想の作成は、現在伸び悩み、作成済の市町村の数は2割程度(296/1741市区町村)
- 基本構想の作成が進まない主な要因
 - ・具体の事業に関する調整が難航
 - ・作成のための予算がない
 - ・計画作成のノウハウがない



対応方針

- 市町村(特別区を含む)がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設

【マスタープラン制度】⇐マスタープラン作成を国の予算により支援

- ・バリアフリーの方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区の設定
- ・地区内における事業者からの施設設置に係る届出による事業に関する調整の容易化

↓ 具体事業の調整に入れる場合

【基本構想制度】

- ・事業を実施する地区の設定 ・事業内容の特定

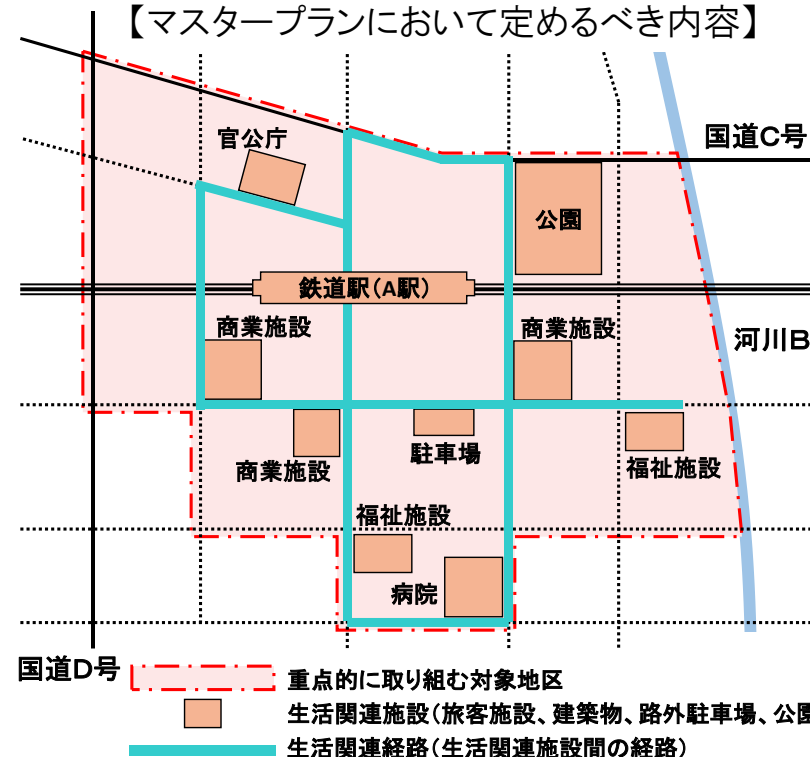


- ・地区内事業者等による事業実施

- 併せて、マスタープラン及び基本構想について、下記を新たに規定

- ・都道府県による市町村のサポート(ノウハウの提供等)
- ・作成の努力義務化
- ・定期評価・見直しの実施
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【マスタープランにおいて定めるべき内容】



1. マスタープラン又は基本構想を作成することが必要な市町村

○バリアフリーに関する課題を抱えている市町村

【課題の例】

- ・主要駅周辺や、駅から観光地等までのバリアフリー化された動線が確保されていない
- ・施設間でバリアフリーの動線が繋がっていないなど、連携が不十分
- ・バリアフリーマップの作成をしていない

○当該課題を解決するためにも、以下の市町村はマスタープラン等を作成することが必要

- ・基本構想を作成していない
- ・基本構想を一部の地区のみでしか作成していない
- ・基本構想の見直しを行っていない

2. マスタープラン又は基本構想の作成に向けて事前に取り組むべき事項

- ・市町村によるバリアフリー化の現状や課題等の把握
(バリアフリー整備の現状、各部局に寄せられている困りごとの把握 等)
- ・先進的なバリアフリーの取組を実施している市町村の検証
- ・市長等を含めた庁内フリーディスカッションの実施

3. マスタープラン又は基本構想の作成にあたって取り組むべき事項

<目指すべき方向性の検討>

- ・長期的な視点に立って将来ビジョンのイメージを検討する

<作成に向けた体制整備>

- ・庁内体制の構築
(福祉関連部局、都市計画関連部局、建設・土木関連部局等の連携)
- ・協議会の設置
(市町村の担当者、障害者、施設設置管理者、学識経験者等による協議)
- ・障害当事者等を交えた正確な現状把握
(ワークショップ、まち歩き等の実施)

<マスタープラン等の作成>

- ・具体の事業の有無に応じてマスタープラン又は基本構想の作成

具体の事業がない場合

マスタープランを作成

- ・バリアフリーに重点的に取り組む地区及び当該地区内の施設と経路を設定
- ・市町村全体(地区単位でも可)の方針を示す
- ・バリアフリーマップの作成

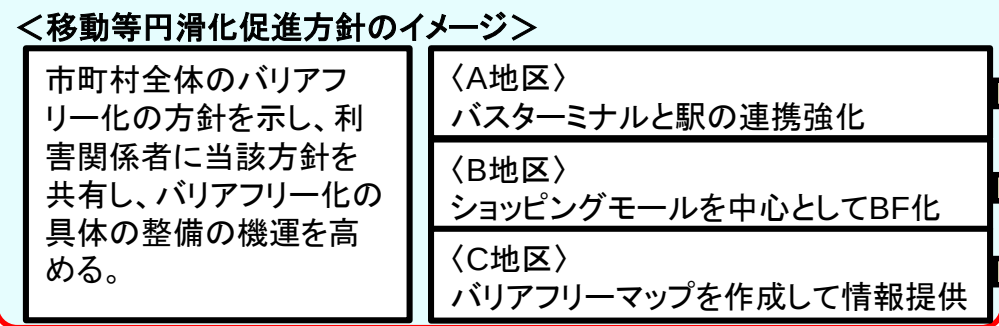
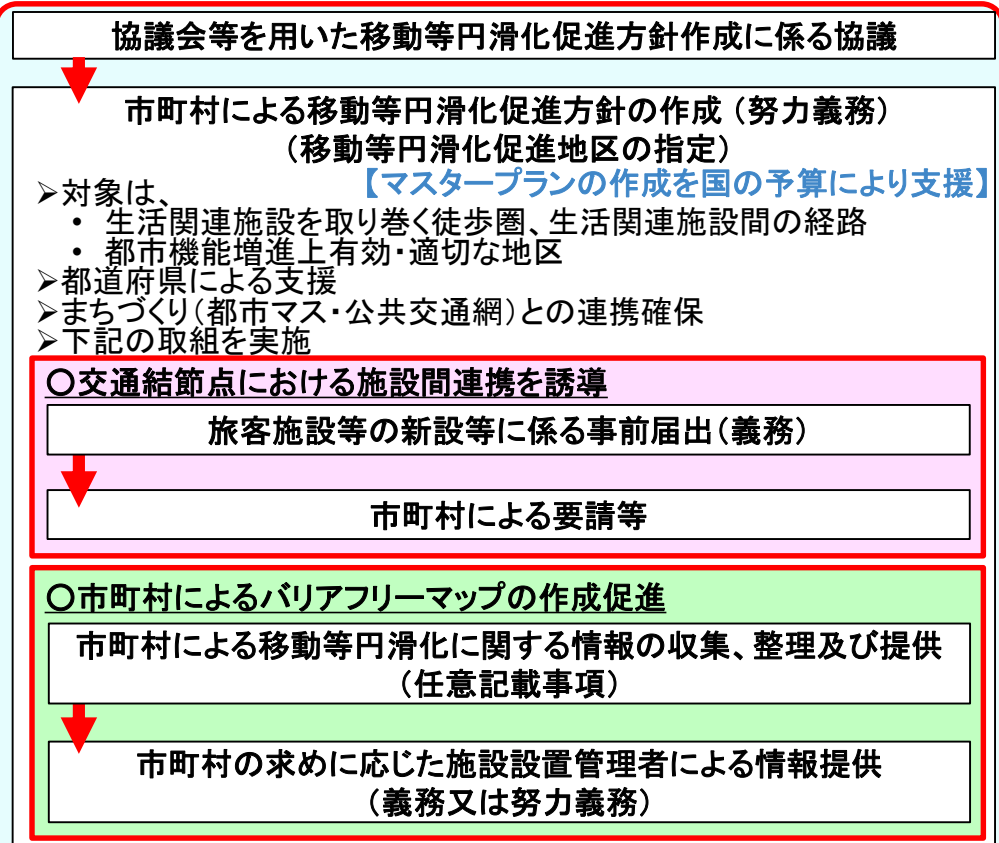
具体の事業がある場合

基本構想を作成

- ・事業を実施する地区及び当該地区内の施設と経路を設定
- ・具体事業の内容を示す
- ・バリアフリーマップの作成

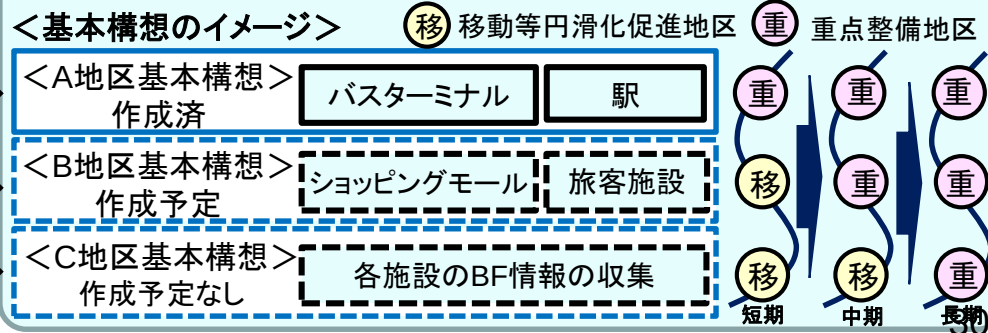
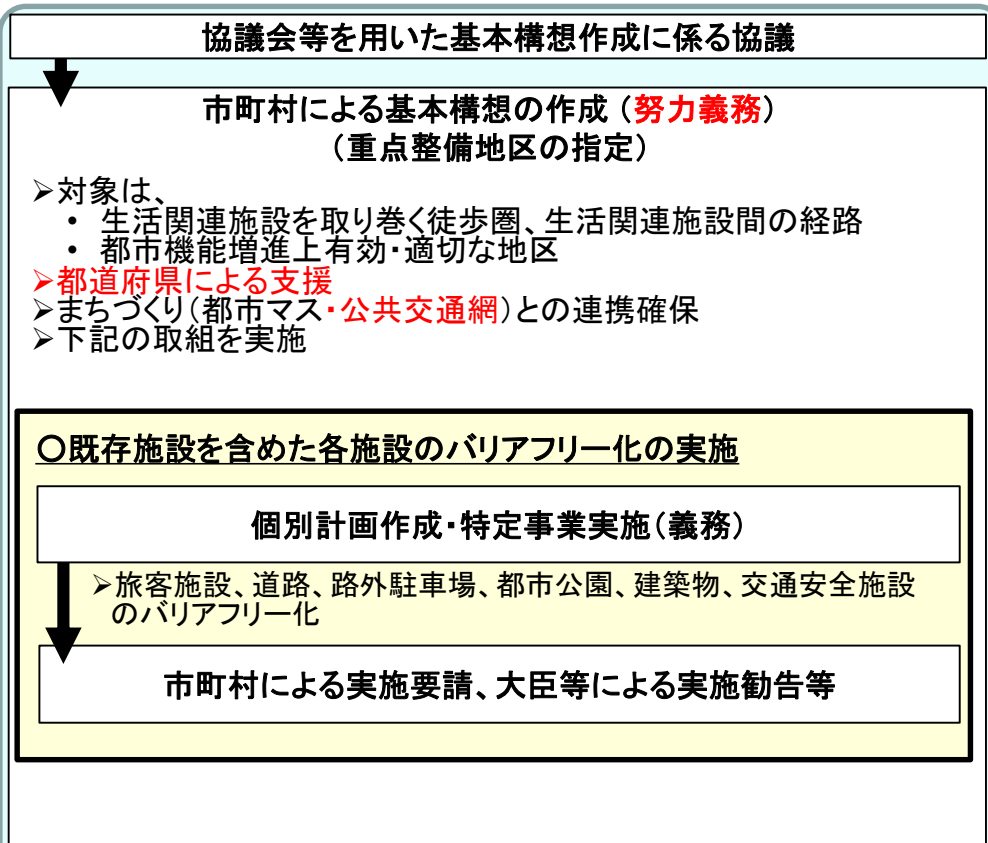
バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化に関する新制度のイメージ

■移動等円滑化促進方針制度(マスタープラン制度)



■基本構想制度

※赤枠内・赤文字:改正事項



法適用対象の公共交通事業者等について

(赤字・赤枠が今回法適用対象に追加する事業者。()内の数字は全事業者数。)

鉄道



鉄道事業者(約190) 軌道経営者(約40)

バス・タクシー



路線バス(定期運行)
(約1,300)



タクシー事業者
(約53,000)





貸切バス事業者(約4,500)
〔 リフト付きバス: 約1%(約50,000両中) 〕

車椅子対応型の車両を導入する際に、ハードの基準適合を義務付け

船舶



一般旅客定期航路事業者(約400)





旅客不定期航路事業者(遊覧船等)(約560)
〔 バリアフリー化された遊覧船等は、把握している限りでは確認されていない 〕

小型の船舶等のバリアフリー化が困難な船舶は、ハードの基準の適用除外

航空機



本邦航空運送事業者(約70)



航空旅客ターミナル管理者(約80)

その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象

バリアフリー情報提供の強化

バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、障害者、高齢者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

<概要>

○対象施設

・新設等された

特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、
特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)※

※条例により対象に付加されたものも含む

○情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○情報提供の方法

ホームページ等にて行う。
(ホームページ等がない場合は、
問い合わせがあった場合に対応。)

【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

<概要>

○対象施設

- ・義務: 旅客施設、特定道路
- ・努力義務: 特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

○情報提供の内容

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

○市町村のバリアフリーマップの例



バリアフリーマップの作成例(高槻市)

3. その他

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年11月施行)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における
地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ➡
- ① **地方公共団体**が中心となり、
 - ② **まちづくりと連携**し、
 - ③ **面的な公共交通ネットワーク**を再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けた**まちづくりとの連携**
- 地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

...

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

...

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が**地方公共団体**
の支援を受けつつ実施

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

地域公共交通網形成計画

公共交通ネットワークに関するビジョンを
明確化するための計画

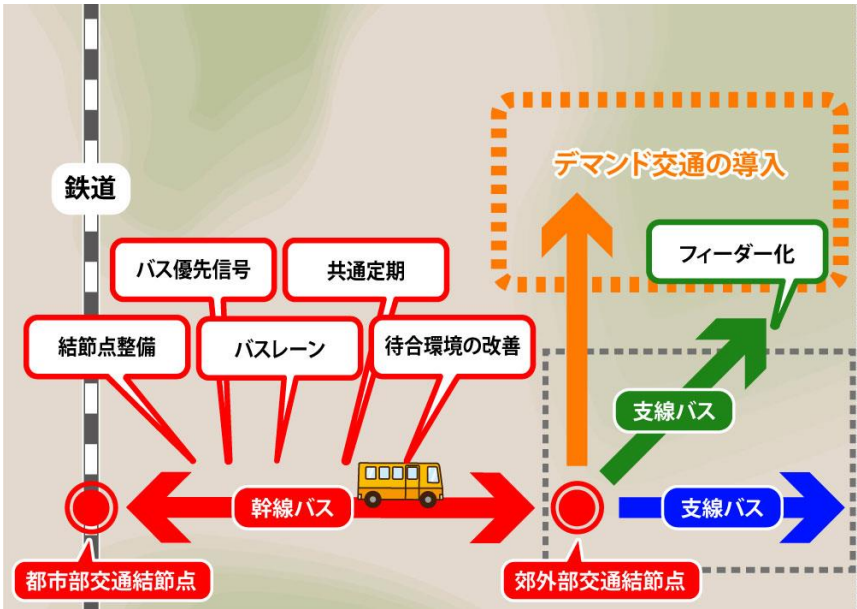
地域にとって望ましい公共交通ネットワ
ークのすがたを明らかにし、まちづくり
などの関連分野と連携しつつ、面的なネ
ットワークの形成に係る事業を記載

◇網形成計画は「ビジョン」と称されるが、網計
画策定までに具体的バス路線網の改編や運
賃体系等を合意しておくことが極めて重要！

地域公共交通再編実施計画

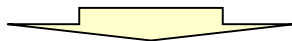
運行事業者やダイヤなど具体的な運行内容を
定めるための実行計画

策定した網形成計画にもとづき、再編に
伴う各路線の運行事業者や運行経路・停
留所、運行回数、運賃体系などまで記載



プロジェクトの目的

- 新たな網形成計画の策定を促進
- 網形成計画策定後の公共交通活性化の取組や具体的な再編に向けた取組の推進
- 先進的な取組をおこなっている自治体や隣接自治体との連携・ネットワーク構築



自治体と二人三脚となって地域の抱える課題を解決する方策を模索し、持続可能な地域公共交通の実現を図る

第1回勉強会【夏編】

開催時期：6月28日（木）東京運輸支局
及び会場 6月29日（金）関東運輸局

<講義>
地域公共交通活性化再生法の制度概要
地域公共交通にかかる道路運送法の概要
運輸局からの話題提供

等

<現場視察（オプション）>
・バス事業者の営業所等

第2回勉強会【秋編】（予定）

開催時期：10月～12月頃
会場：3～4県において開催を予定
（会場については調整中）

<相談・情報交換会>
運輸局からの話題提供
自治体の取組事例紹介
テーマ別ディスカッション（事前に相談内容を募り、班分けを行って実施

等

第3回勉強会【年度末編】（予定）

開催時期：2月頃
会場：関東運輸局（横浜）

<講義>
2019年度の地域公共交通確保維持改善
事業予算の説明

自治体より取組み事例を募集して発表

等

茨城県	茨城県
	水戸市
	日立市
	石岡市
	坂東市
	稲敷市
	桜川市

栃木県	栃木市
	佐野市
	小山市
	さくら市
	塩谷町

群馬県	群馬県
	前橋市
	渋川市
	玉村町

埼玉県	埼玉県
	川口市
	所沢市
	本庄市
	八潮市
	三郷市
	長瀬町

千葉県	千葉県
	千葉市
	船橋市
	館山市
	茂原市
	成田市
	旭市
	習志野市
	鴨川市
	印西市
	白井市
	山武市
	大網白里市
	長南町
	大多喜町

東京都	大田区
	板橋区
	武蔵野市
	日野市

神奈川県	川崎市
	相模原市
	横須賀市
	平塚市
	茅ヶ崎市
	厚木市
	二宮町
	大井町

山梨県	甲府市
	大月市
	北杜市
	笛吹市

【集計】参加自治体/自治体総数(都県含む)

茨城県	7/45
栃木県	5/26
群馬県	4/36
埼玉県	7/64
千葉県	15/55
東京都	4/63
神奈川県	8/34
山梨県	4/28
合計	54/351
新規参加自治体	15自治体

※【新規参加自治体】

平成29年度がんばる地域応援プロジェクト参加自治体と比較

がんばる地域応援プロジェクト2018（第1回勉強会）

概要

地域公共交通網形成計画の策定を中心とした講座型の勉強会と、今年度からの新たな取り組みである視察の2本立てで、品川、横浜の2会場で開催。

開催日・場所

『6月28日 品川開催』

勉強会会場：東京運輸支局

視察先：株式会社フジエクスプレス 東京営業所

参加者：28自治体 39名

『6月29日 横浜開催』

勉強会会場：関東運輸局

視察先：横浜市営交通 保土ヶ谷営業所

参加者：27自治体 40名

勉強会概要

- ・地域公共交通活性化再生法の制度概要や地域公共交通網形成計画、
- ・地域公共交通 再編実施計画の解説
- ・既に作成された地域公共交通網形成計画の記載内容の分析
- ・地域公共交通にかかる道路運送法の概要
- ・運輸局からの話題提供
- ・参加者による意見交換

視察概要

品川開催では港区のコミュニティバス「ちいばす」を運行する(株)フジエクスプレス、横浜開催では横浜市営交通の営業所を視察。バス事業者の方々の現場の声を聴けるとともに、運転手の方々の勤務状況や、営業所内の設備を実際に見ることが出来ました。

勉強会



意見交換



視察(横浜)



視察(品川)



後半

「2018年度 ビジネス講座」のご案内

・ 第11回 平成30年10月16日(火) 14:30~17:00

「人口減少・高齢社会における地域公共交通」 ～各地の現実を見据えた取り組み～

講師: 交通ジャーナリスト / NPO法人日本バス保存振興委員会理事長
鈴木 文彦 氏

会場: 関東運輸局会議室(横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎)

★引き続き、第12回～第14回についても、観光戦略、交通まちづくり等を
テーマとして、平成30年12月～平成31年3月に開催予定！